

福岡県公報

平成十九年十月十五日
第二千七百三十八号
増刊 ②

目次

規 則 (第六十七号・第六十八号)

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(県民情報広報課) …………… 一

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(障害者福祉課) …………… 三

議 会

福岡県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

(議会事務局調査課) …………… 三

規 則

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年十月十五日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第六十七号

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年福岡県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「限る。」の下に「金銭信託」を加え、同条第三項から第

六項までの規定中「第一条第一項第七号」を「第一条第一項第六号」に改める。

様式第一号4中「郵貯貯金」及び

「③郵貯貯金

郵便貯金の総額

円

を削り、

注 通常郵便貯金を除く。

同様式5を削り、同様式6中

| 種 類 | 額面金額の総額 |
|-----|---------|
| 株 類 | 円 |
| | |
| | |
| | |
| | |

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

| 種 類 | 銘 柄 | 株 数 | 株 数 |
|-----|-----|-----|-----|
| 株 券 | | | 株 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

「(二)株券

| 種 類 | 銘 柄 | 株 数 | 株 数 |
|-----|-----|-----|-----|
| 株 券 | | | 株 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

附則

この規則は、政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年福岡県条例第五十五号）の施行の日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十八号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年福岡県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。
別表三一の項の次に次のように加える。

| | |
|---|-------------------------------------|
| <p>三一の二 特例条例別表三四の二の項に規定する福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成十九年福岡県条例第五十六号。以下この項において「条例」という。）の規定による申請書等で別に規則で定めるもの</p> | <p>条例第二条の規定による任意入院者の症状等の報告に係る書類</p> |
|---|-------------------------------------|

附則

この規則は、公布の日から施行する。



福岡県議会告示第一号

福岡県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年十月十五日

福岡県議会議長 貞末 利光

福岡県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

福岡県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年福岡県議会告示第一号）の

一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第一条第一項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に改め、「株券」の下に、「金銭信託」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

別記様式第一4中「・豊潤証券」及び

「・豊潤証券

豊潤証券の総額

円

を削り、

注 同様式5を削り、同様式6中

同様式5を削り、同様式6中

| 種類 | 額面金額の総額 |
|----|---------|
| 円 | |
| | |
| | |
| | |

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

| 種類 | 銘柄 | 株数 |
|----|----|----|
| 株券 | | 株 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

を

「株券

| 種類 | 銘柄 | 株数 | 株 |
|----|----|----|---|
| 株券 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

・その他

| 種類 | 額面金額の総額 |
|----|---------|
| | 円 |
| | |
| | |
| | |

円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

「回様式5を回様式5として、回様式6を7として、8として、9として、10として
 のNo。」

別記様式第114中「郵便貯金」及び

「郵便貯金

| | | |
|---------|---|---|
| 郵便貯金の総額 | 円 | 円 |
|---------|---|---|

注 通常郵便貯金を除く。
 「回様式5を回様式5として、回様式6中

| 種類 | 額面金額の総額 |
|----|---------|
| | 円 |

| 種類 | 銘柄 | 株数 | 株 |
|----|----|----|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

円

「株券

| 種類 | 銘柄 | 株数 | 株 |
|----|----|----|---|
| 株券 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 種類 | 銘柄 | 株数 | 株 |
|----|----|----|---|
| 株券 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

・その他

| 種類 | 額面金額の総額 |
|----|---------|
| | 円 |
| | |
| | |
| | |

円

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

同様式6を同様式5とし、同様式7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とする。

附 則

この規程は、政治倫理の確立のための福岡県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年福岡県条例第六十二号）の施行の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）